

高砂市商業照明施設管理補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商業者が組織する団体で商店街等の振興のために、照明施設を管理するものに対し、その管理に要する費用について補助を行い、もって商業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「照明施設」とは、街路灯、アーケード、広告アーチ等の施設をいう。

(補助要件)

第3条 補助対象となる照明施設は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

- (1) 住民の安全、都市の美観その他公共の利益に反しないものであって、その建設にあたって法令及び行政機関の指示で定められた要件並びに手続に合致したもの
- (2) 地域的に接近した概ね20以上の商店をもって組織した団体が設置したものであり、かつ、公共性のあるものであって高砂商工会議所が商業振興上適当と認めたもの

(補助の対象及び限度)

第4条 市長は、商業者の組織する団体で、前条に規定する照明施設を管理している者に対し、予算の範囲内でその管理に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の額は、照明施設の管理に要する電気料金の額の3分の1以内で市長が定める額とする。

(補助金の申請等の手続)

第5条 補助金の申請等の手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の定めるところによる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。